

大任町に対し、し尿処理施設、じん芥処理施設及び埋立処分施設の建設に関する事務の情報開示を求める決議について

可決



POINT

田川市郡8市町村共同で建設することになった、し尿処理施設、じん芥処理施設及び埋立処分施設の3施設の建設に関する事務について、その執行や管理を大任町に委託しています。厚生委員会が求めてきた3施設に関する6項目の資料の提出について、田川市が大任町に依頼しましたが、関係資料は提出されませんでした。

3施設の建設費については、8市町村で応分の負担をしているため、田川市は市民に3施設について説明する責任があり、市民は「知る権利」を有しています。よって、大任町が所有する3施設の建設に関する情報(工事費積算書、施工体系図、用地買収の範囲など)を共同建設する他の市町村に公開するよう求めるものです。

【賛成討論】

○石松議員

厚生委員会における本市執行部の3施設建設に関する説明では、「事業内容の詳細は分からない」、「資料は持っていない」などの答弁が散見され、市民への説明責任を果たせていない。3施設の建設費を応分に負担している本市として、市民の「知る権利」を保障できていない。

○佐藤議員

前市政は、3施設の建設事務の委託に係る審議をする際、「東部組合で出された資料を厚生委員会に提出し、これまでどおりの議会審議ができるよう丁寧な説明をしていく」と約束した。しかし、厚生委員会が請求した6項目の資料について、大任町から提出はなく、本市は関係資料を保有していないため、市民への説明責任を果たすことや、市民の「知る権利」を保障することができない。

討 論

【反対討論】

○今村議員

膨大な建設事務を担ってもらっている大任町との信頼関係を構築していく必要があるほか、本市に直接的な権限のない他団体の情報公開制度に関して決議することは、慎重な判断が求められる。また、大任町長である東部組合長から3施設に関する説明責任を果たしたいとの意思表示があっている段階であり、その説明を受けず、この決議を行うことは時期尚早である。

○尾崎議員

大任町は既に情報公開している。また、東部組合には、地方自治法に基づく組合議会が設置され、本市議会からも4名の議員が選出されていることなどから、このような決議をすると、東部組合や構成団体の信頼を大きく損なう可能性が高い。

以上の、討論が行われた後、採決を行った結果、賛成多数で

可決

されました。

本会議の映像→



全員協議会を開催しました



令和5年7月14日に、田川郡東部環境衛生施設組合の永原組合長から、田川市郡8市町村共同で建設することになっている、し尿処理施設、じん芥処理施設及び埋立処分施設の3施設の建設に係る事業内容の説明を受けるため、全員協議会を開催しました。

これは、同組合長から、組合事業に関する正確な情報を田川市議会議員に直接伝えたいとの依頼を受けて、開催したものです。

※詳しくは、田川市議会のホームページをご覧ください。

全員協議会の映像→

